

令和2年度 第1回山口県デジタル・ガバメント構築連携会議 次第

日時:令和3年1月14日(木)14:00~

場所:WEB会議(共用第1会議室)

1 知事あいさつ

2 デジタル化推進に係る市町と県の連携体制の整備について

3 デジタル社会の実現に向けた国の動向について

- ・「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」について
- ・2020年改定版「デジタル・ガバメント実行計画」について
- ・「自治体DX推進計画」について

4 意見交換等

- ・今後の進め方

《会議資料》

資料1 デジタル化推進に係る市町と県の連携体制の整備について

資料2 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」について

資料3 2020年改定版「デジタル・ガバメント実行計画」について

資料4 「自治体DX推進計画」について

資料5 今後の進め方

資料6 山口県デジタル・ガバメント構築連携会議設置要綱

デジタル化推進に係る市町と県の連携体制の整備

市町との連携体制

【名 称】 山口県デジタル・ガバメント構築連携会議

【設置時期】 令和3年1月14日

【構 成】 議 長 県デジタル推進準備室長
委 員 県デジタル推進準備室次長
各市町情報政策担当部課長
(オブザーバー：市町総合事務局長)

【所掌事項】 ①デジタル・ガバメントの構築に係る連携・調整に関すること
(情報システムの標準化、マイナンバーカードの普及、行政手続きの
オンライン化等)
②デジタル化及びDXの推進における連携・協働に関すること 等

【事務局】 デジタル推進準備室 (令和3年1月14日設置)

室 長 総合企画部次長

室 次 長 政策企画課長(総括)、情報企画課長(情報担当)

室 員 政策企画課、情報企画課(15名)

《参考》山口県デジタル推進本部

【設置時期】 令和3年1月14日

【構成】 本部長 知事
副本部長 副知事
本部員 公営企業管理者、教育長、警察本部長、各部局長、
東京事務所長

【所掌事項】 ① 県政各分野におけるデジタル化及びDXの総合的な推進に関すること
② デジタル・ガバメントの構築に関すること
③ デジタル化に必要な社会基盤の整備促進に関すること
④ デジタル人材の確保・育成に関すること 等

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」について

令和2年12月25日閣議決定

デジタル社会の将来像、IT基本法の見直しの考え方、デジタル庁設置の考え方等について、政府としての方針を示したものの。

1 デジタル社会の将来像

(1) ビジョン

デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会

(2) 基本原則

- ①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱
- ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透
- ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献

2 IT基本法見直しの考え方

(1) 目的

デジタル化は手段であり、デジタル化によって、多様な国民がニーズに合ったサービスを選択でき、国民一人ひとりの幸福に資する「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進める。

(2) デジタル社会の形成に向けた取組事項

- ① ネットワークの整備・維持・充実
- ② データ流通環境の整備
- ③ 行政や公共分野におけるサービスの質の向上
- ④ 人材の育成、教育・学習の振興
- ⑤ 安心して参加できるデジタル社会の形成

3 デジタル庁設置の考え方

- デジタル庁は、デジタル社会の形成に関する司令塔として、強力な総合調整機能を有する組織とし、基本方針を策定するなどの企画立案や、国、地方公共団体、準公共部門等の情報システムの統括・監理等を行う。
- 全国規模のクラウド移行に向け、デジタル庁が、総務省と連携し、地方公共団体の情報システムの標準化・共通化に関する企画・総合調整を行う。
- デジタル庁が、補助金の交付されるシステムについて統括・監理する。
- 住民に関する事務に係る情報システムで、相互に連携が行われているシステム（住民基本台帳、地方税等）について、人的・財政的負担の軽減と、サービスの利便性向上を図る。
- 医療、教育、防災など、生活に密接に関連している分野において、デジタル庁が、情報システムに関する整備方針を関係府省と共同で策定・推進し、当該情報システムの整備を統括・監理する。

「【2020年改定版】デジタル・ガバメント実行計画」について

令和2年12月25日閣議決定

「デジタル改革基本方針」の策定にあわせ、デジタル・ガバメントの取組を加速させるため本計画を今回改定。

1 本計画の位置づけ等

- 「官民データ活用推進基本法」及び「デジタル・ガバメント推進方針」を実行するため、平成30年1月策定
- 令和元年12月、デジタル行政手続法における国の行政機関等の情報システムの整備計画として位置付け

2 計画の概要

アンダーラインは今回の改定部分

(1) 利用者中心の行政サービス改革

サービス設計 1 2 箇条に基づくサービスデザイン思考の導入・展開

(利用者から見て一連のサービス全体が「すぐ使えて」「簡単」で「便利」な行政サービスの実現)

(2) 国・地方デジタル化指針

緊急時の迅速・確実な給付の実現など、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的改善に向けた取組

ガバメントクラウド

① 国・地方の情報システムの共通基盤「(仮称)Gov-Cloud」の仕組の整備

② 強力な司令塔となるデジタル庁の設置

③ マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載等、一層の利便性向上

(3) デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備

新たなデータ戦略に基づく、ベースレジストリ（法人、土地等に関する基本データ）の整備、行政保有データのオープン化の強化

(4) 一元的なプロジェクト管理の強化等

デジタル庁の設置に併せ、外部の高度専門人材活用の仕組み、公務員試験によるIT人材採用の仕組みの早期導入

(5) 行政手続きのデジタル化、ワンストップサービスの推進等

書面・押印・対面の見直しに伴う、行政手続きのオンライン化の推進

(6) デジタルデバйд対策・広報等の実施

身近なところで相談を受けるデジタル活用支援員の仕組みの本格的実施

(7) 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

①自治体の業務システムの標準化・共通化の加速（国が財源面を含め支援）

②地方公共団体の行政手続きのオンライン化の推進

③クラウドサービスの利用、AI・RPA等による業務効率化の推進

④「自治体DX推進計画」に基づく自治体の取組の支援

「自治体DX推進計画」について

令和2年12月25日 総務省策定

「デジタル・ガバメント実行計画」における、自治体が重点的に取り組むべき事項や国の支援策等について、総務省がとりまとめた計画。

1 趣旨等

(1) DX推進の意義

「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」の実現には自治体の役割は極めて重要であることから、自治体によるDX推進は意義が大きく次の点が求められる。

- ◆ 自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させること
- ◆ デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくこと

(2) 目的

「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体のデジタル社会の構築に向けた取組について、国が主導的な役割を果たしつつ、全自治体において足並みを揃えながら着実に進める。

(3) 対象期間

令和3年1月～令和8年3月（適宜見直し・改定見込み）

2 推進体制の構築

(1) 組織体制整備

首長、CIO（最高情報統括責任者）、CIO補佐官、情報政策担当部門など、全庁的なマネジメント体制の構築に速やかに着手する。

(2) デジタル人材の確保

CIO補佐官等の任用に当たっては、国の支援も活用して外部専門人材を積極的に活用するとともに、情報化担当職員等に対する研修を通じて、内部人材の育成を進める。

(国の主な支援)

- ・総務省、デジタル庁、県の連携による外部人材確保の仕組の構築
- ・総務省、デジタル庁の連携による「共創プラットフォーム」の創設、自治体職員への研修等の実施
- ・新たに市町が外部人材を雇用する場合の経費への特別交付税措置

(3) 計画的な取組

重点取組事項に示す目標時期や国の動向（標準仕様策定等）を踏まえ、工程表の策定等により計画的に取り組むことが必要となる。

(国の主な支援)

- ・ **令和3年の夏を目途**に、自治体情報システムの標準化・共通化や行政手続オンライン化の標準的な手順を示す「**自治体DX推進手順書**」を総務省が策定

<手順の提示内容>

1. DXを推進するための組織体制の在り方
2. 外部人材登用に当たっての検討事項・手法
3. 自治体情報システムの標準化・共通化に伴う検討事項整理・実施手順
4. 行政手続のオンライン化に伴う検討事項整理・実施手順
5. AI・RPA導入に伴う検討事項整理・実施手順
6. テレワーク導入に伴う検討事項整理・実施手順
7. 国による支援策

(4) 県による市町支援

デジタル人材の確保に係る調整、デジタル技術の共同導入・共同利用の主導など、市町の自治体DX推進の計画的な取組に対して県が支援を行う。

3 取組事項

(1) 重点取組事項

【自治体の情報システムの標準化・共通化】

自治体主要 **17業務** を処理するシステム(基幹系システム)を国が整備・運用する「**(仮称)Gov-Cloud**」ガバメントクラウドに移行させるため、自治体は、今後国が示す標準仕様にシステムを準拠させる準備を早期に始める。

【マイナンバーカードの普及促進】

令和4年度末には、ほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し、交付円滑化計画に基づき出張申請受付等の実施により申請を促進させ、臨時交付窓口の開設など交付体制を充実させる。

【行政手続のオンライン化】

原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能にする。







【その他】

AI・RPAの利用推進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底

(2) 自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項等

地域社会のデジタル化、デジタルデバイト対策、BPR(業務改革)の取組の徹底、オープンデータの推進、官民データ活用推進計画策定の推進

【自治体の情報システムの標準化・共通化】

区分	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
「(仮称)Gov-Cloud」提供 【内閣官房】	R7年度を目標に自治体の基幹系システムを(仮称)Gov-Cloudに移行					
自治体基幹系17システムの 標準仕様の策定 【内閣官房・各府省】	法案提出 	仕様策定・仕様の調整(データ要件・連携要件等、17業務の機能要件) 	①住民記録システム：R2年策定の標準仕様書を必要に応じて改定 	②第1グループ(7業務) : R3年夏までに標準仕様書を作成 	③第2グループ(8業務) : R4年夏までに標準仕様書を作成 	④国民健康保険：R4年夏までに標準仕様書を作成 
標準準拠システムの開発 【事業者】	標準準拠システムの開発((仮称)Gov-Cloud上でのサービス提供前提)					
自治体	(仮称)Gov-Cloudを活用し標準準拠システムを利用					
	(仮称)Gov-Cloud利用地方公共団体 順次拡大					
国の主な支援策等	<ul style="list-style-type: none"> ・国が策定する標準仕様書に基づく情報システムの利用を義務づけるなど、実効的に推進するための法案の提出 ・自治体等の意見を聞きながら17業務の標準仕様書を作成 ・自治体の基幹系システムの「(仮称)Gov-Cloud」への移行に必要な準備経費、システム移行経費に対する補助(国費10/10) 					

第1グループ：介護保険、障害者福祉、就学、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税

第2グループ：選挙人名簿管理、国民年金、後期高齢者医療、生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援

【自治体の行政手続のオンライン化】

区 分	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
地方公共団体マイナポータル接続実現【内閣府】	システム開発	全地方公共団体のマイナポータル接続の実現				
申請項目の自動入力機能の実現等【内閣府】	システム開発	継続的な点検・改善の実施				
オンライン接続に係る標準仕様の提供【総務省】	標準仕様の提供					
自治体	利便性向上に資する31手続のオンライン化					市区町村対象手続(27手続)： ・ 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求等 子育て関係15 ・ 要介護・要支援認定の申請等 介護関係11 ・ 罹災証明書の発行申請1 都道府県対象手続(4手続)： ・ 自動車税環境性能割の申告納付等
	その他手続の積極的なオンライン化					
国の主な支援策等	<ul style="list-style-type: none"> 子育て、介護、被災者支援等手続の共通申請様式の策定、市町で共同利用可能なクラウド型被災者支援システム構築による罹災証明書の電子申請やコンビニ交付の実現 マイナポータルと自治体基幹システムの接続に必要な機器設定、連携サーバー等設置に要する経費に対する補助(国庫1/2) 					

今後の進め方

デジタル・ガバメントの構築等に向けて、以下について現状把握を行い、適宜、WG等を設置し課題解決に向けた調整を行う。

○ 組織体制整備

- 全庁的・横断的な推進体制の設置状況等

○ デジタル人材の確保

- CIO補佐官等の外部人材の配置状況等

○ 情報システムの標準化・共通化

- システムの内容、更新時期等

○ 行政手続のオンライン化

- オンライン化の状況等

○ その他

- AI、RPA、テレワークの導入状況等
- 光ファイバの整備状況

山口県デジタル・ガバメント構築連携会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 県内市町におけるデジタル・ガバメントの構築に向けた取組を進めることを目的とし、山口県デジタル・ガバメント構築連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) デジタル・ガバメントの構築に係る連携・調整に関すること。
- (2) デジタル化及びDXの推進における連携・協働に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連携会議は、議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、デジタル推進準備室長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者とする。

(議長)

第4条 議長は、連携会議を統括する。

(連携会議)

第5条 連携会議は、議長が必要に応じて招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をオブザーバーとして出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 連携会議に専門の事項を調査させるためワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、委員の推薦を受けた者をもって組織する。

(庶務)

第7条 連携会議の庶務は、デジタル推進準備室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年1月14日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	委 員
山口県	デジタル推進準備室次長（総括、情報担当）
市町	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町の各情報政策担当部課長